

名古屋都市計画生産緑地地区の変更（あま市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 8.3 h a	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第 14 条の規定に基づき生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものである。

理 由 書

1. 生産緑地とは

生産緑地は、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に着目して、公害や災害の防止、農業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境形成を図ることを目的としている。

2. 生産緑地地区の指定要件

現に農業の用に供されている農地等であって次の要件を全て満たすもの

- ①公害や災害を防止し、都市の環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること
- ②面積が一団で 500 m²以上であること。
- ③農業の継続が可能な条件を備えていること。
- ④公道に 2.0m以上接道していること。

3. 生産緑地地区内における行為の制限

生産緑地地区は、農地等として管理することが義務づけられているため、建築物等の建築や、土地の形質の変更等は、原則としてできない。

4. 生産緑地地区の都市計画変更の主な理由

- ①買取りの申出があった場合において、その申出の日から 3 ヶ月以内に所有権の移転（相続その他の一般承継による移転を除く）が行われず行為制限が解除された場合。
- ②公共施設等の敷地（用地）となった場合。
- ③土地区画整理事業の仮換地指定に伴う場合。
- ④地積更正で面積が変更した場合。
- ⑤これらの変更で残った農地では、生産緑地として指定要件を欠く場合。
- ⑥団地が分断したため、新たに団地番号をつけた場合。
- ⑦「2. 生産緑地地区の指定要件」を満たし、新たに生産緑地地区を指定する場合。

※ 買取りの申出

生産緑地地区は、次の場合に限り市長に時価で買い取るよう申し出ることができる。

- 生産緑地地区に指定されてから 30 年を経過した場合。
- 農業の主たる従事者が死亡したり、農業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合。

5. 今回の都市計画変更の内容

変更理由	除 外		指 定		合 計	
	団地数	面積 (㎡)	団地数	面積 (㎡)	団地数	面積 (㎡)
4－①	-1	-892			-1	-892
4－②						
4－③						
4－④						
4－⑤						
4－⑥						
4－⑦						
計	-1	-892			-1	-892

変更状況調書

生産緑地地区の一団数及び面積

	変更前	増減	変更後
一団数	84 団地	- 1 団地	83 団地
面積	8.4ha (84,224 m ²)	- 0.1ha (- 892 m ²)	8.3ha (83,332 m ²)

箇所別調書

一団番号	増減	変更面積 (m ²)	理由番号	理 由
1-1	除外	-892	4-①	農業の継続を不可能とさせる故障による制限解除
合 計	除外	-892		
	指定	±0		
	合計	-892		

1：10,000

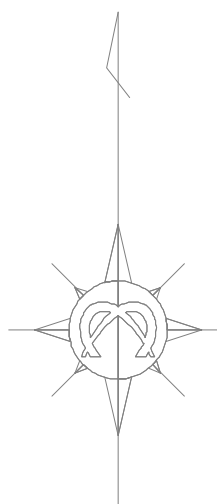
生産緑地図

あま市全図

総括図

縮尺 1/10,000
都市計画区域名 名古屋都市計画
市町村名 あま市

愛知県行政図



凡 例	
—	市街化区域境界線
■	既存の生産緑地地区
■	除外する生産緑地地区

凡 例	

この地図は、平成24年3月作成の1：25,000あま市都市計画基本図を縮小編集したものである。

1：10,000

0 100 500 1,000 1,500 2,000

あま市

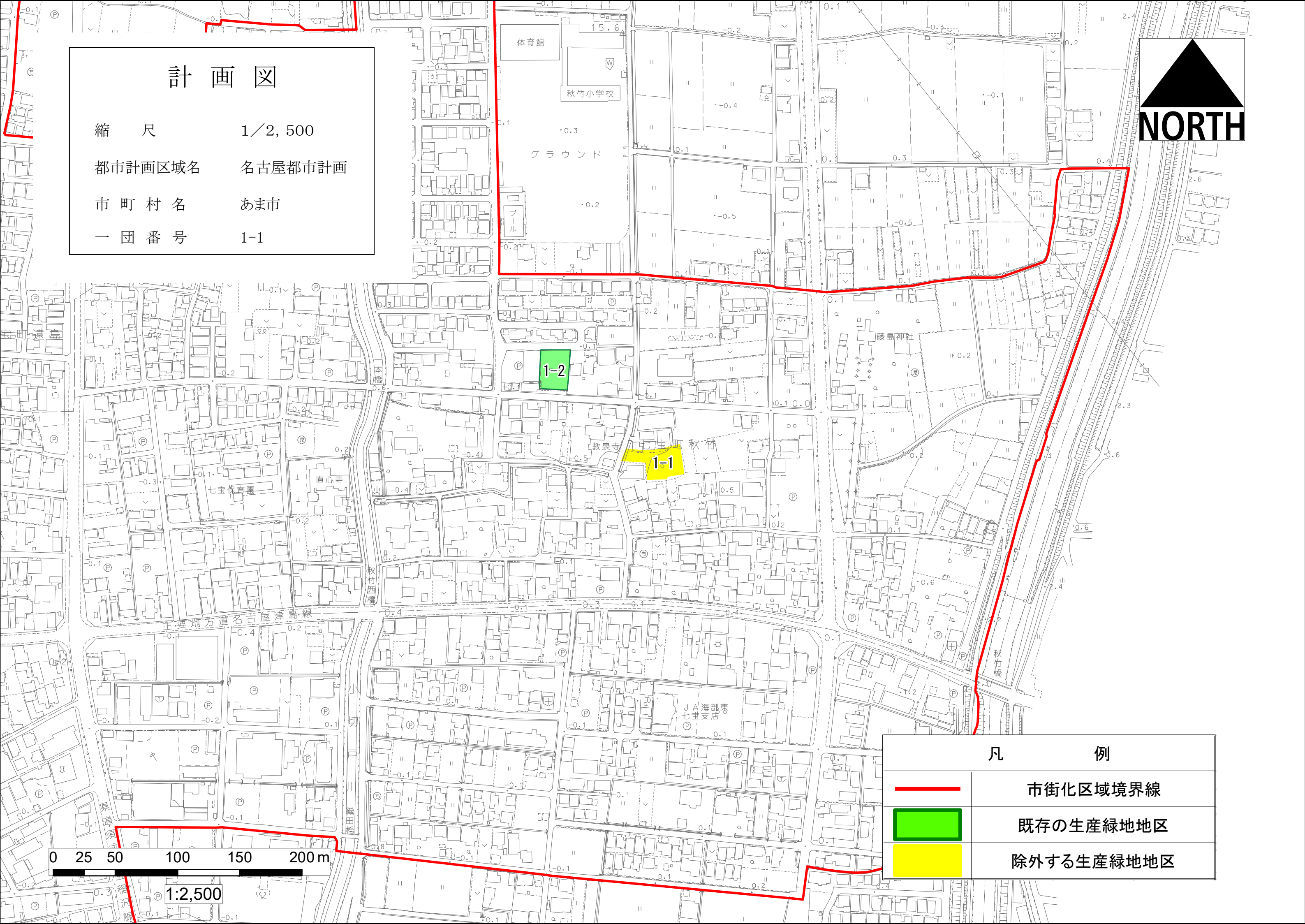
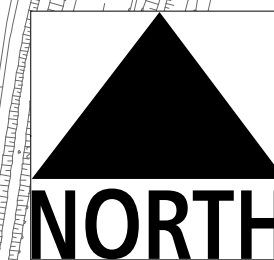
計 画 図

縮 尺 1／2, 500

都市計画区域名 名古屋都市計画

市 町 村 名 あま市

一 団 番 号 1-1



0 25 50 100 150 200 m

1:2,500

凡 例



市街化区域境界線



既存の生産緑地地区



除外する生産緑地地区